

平成 19 年 12 月 11 日開催 警察政策フォーラム

「これからの組織犯罪対策」

パネルディスカッション（質疑応答を含む。）

<田村> ではまず、櫻井先生から、先ほど時間の関係で短くしていただいたご発表について、若干の補足をお願いしたいと思います。

<櫻井> 私が最近とりわけ関心を持っている新しい問題、「犯罪の国際化への対応」についてですが、戦前は植民地があったこともあって、外国を意識した行政がどうあるべきかといったことは、ごく普通に考えられていた面があります。しかし、戦後、行政法学者の関心は、比較法を別にすると国内行政に限られ、国際法のことは国際法学者がやるということで、学問の縦割りのようになっています。

今、行政は国際化が大変進んでいます。WTO 体制と切り離して農業政策は論じられないように、外国の議論と日本の議論をどう架橋するのが大きな問題だと思っています。とりわけ犯罪対策については、関税政策や出入国管理行政などとの関連についてきちんと議論しなければいけないのに、法的な議論は全くないということに気がつき、これからはこういう問題をしっかり掘り起こしていくことが、大きな課題なのではないかと思っています。

いちばん単純な例としては海上警備の問題があります。日本の場合、周りが全部海ですから、これは国境警備の問題ということになるのですが、日本では海上警備は基本的に海上保安庁が行うことになっています。海上保安庁の職権行使については大変有名な条文があって、海上保安官は犯罪の取締りもやりますし、交通規制も行うのですが、法律上は「法令の海上における励行」となっています。海上保安庁法はアメリカ法をモデルにした法律で、「法令の励行」とは law enforcement の訳なのですが、国内ですと、各省庁が縦割りでやっている行政権限を海の上で行使するので、規制的な行政は海上保安庁が包括的にやってよろしいと、包括的な行政権限を認めている条文があるのです。きちんと水際規制をやるうとするなら、この条文を動かさないといけないのですが、「海上における法令の励行」という大変広範な権限は、まさに封印されたままになっており、行政警察部分は事実上死文化してしまっています。これをちゃんと動かそうとすると、法執行体制を整備しないとイケませんし、人員や予算という話も当然出てきますが、それができていない。それらを乗り越えないと、水際規制はとても有効にはできないだろうという深刻な問題があります。

似たような状況はほかの領域でも多々あるように思います。

もう1点、水際規制で特に行政法的に重要なのは、警察法的発想だけでいくと、人と物の移動に関する監視を強化しろということになります。しかし、人間の活動は総合的なもので、しかも、経済活動が回っていかないとはいけませんから、なかなか規制だけでは仕組みとしてはうまくないと考えられます。近年、関税制度で問題になっているのは、日本版 AEO 制度を導入するという議論があります。これは Authorized Economic Operator の訳で、テロ対策を念頭に、アメリカが主導するかたちでつくられています。しかし、基本的には、セキュリティのために規制を強化するだけでは、国際的な円滑な物流ができなくなってしまいますので、規制と円滑な物流という相いれない要請をどう両立させるのかということ考えられている制度です。すなわち、強化された規制の存在を前提としたうえで、コンプライアンスの進んだ優良事業者については規制緩和をし、かつ、各国で相互認証をするという仕組みをセットするのですが、そうした形でなんとか具体化できないかという議論があります。

これを行政法的に議論するとすれば、アメの部分というのか、人間の行動特性と調和するような方向で制度を考えていくことがポイントではないかと考えています。これは経済活動のあり方の問題ですので、企業の方々からのニーズを受け入れたかたちで仕組みを考えるのが適当な分野であろうと思っています。

<田村> ありがとうございました。それでは、ここから本当の意味でディスカッションに入りたいと存じます。

会場から貴志さんにご質問をいただきました。朝日新聞の緒方さんが指摘された通信傍受や買受け捜査の活用が不十分との点は、そのとおりだとお考えでしょうか。もしそうお考えであるならば、その原因は制度面でしょうか、運用面の問題でしょうかという趣旨のご質問です。

<貴志> 不十分かどうかということですが、警察としましては、通信傍受も銃器・薬物等の買受け捜査も、組織犯罪対策上の非常に有効なツールと考えており、これを最大限効果的に活用しよう努力しています。ただ、通信傍受については、ご案内のとおり通信の秘密の確保という憲法上の要請もありますので、警察としても、当然、慎重かつ適正に運用するというところで進めています。

活用の余地がまだまだあるのではないかが緒方さんのご指摘だと思います。それも念頭に置きながら、いま以上にこのツールを有効に活用していくように、警察として

はしていかなければいけませんし、制度論や運用上の問題も、実際の運用のなかで個別の問題点を検討していくことになると思います。

<田村> 緒方さんは既存手法の積極活用という提案をされていますが、具体的にはどうでしょうか。

<緒方> ひとつは、先ほども申し上げたように課税通報です。暴力団がこれほど取締りに遭いながらも長きにわたり存続し、かつ、一部組織は拡大の一途をたどっている。その裏付けはやはりお金だと思います。課税通報制度は、彼らの金を削減することができる手法のひとつだと思うので、その活用は絶対に必要だろうと思います。

通信傍受については、現場の捜査員に伺いますと、とにかく使い勝手が極めて悪い。傍受という手段でしか解明できない場合という縛り、また、そもそも対象とすることができる罪種は限られているし、かつ、傍受をした後も、30日以内に傍受をした当事者に通知をしなければならない。言わば、手足を縛るところか全身をぐるぐる巻きにされたような、使い勝手の悪い法律でもあるようです。スポット傍受というのがありますが、これは暴力団の側に言わせると、彼らも傍受については徹底して研究しているので、通話の最初の部分では犯罪のにおいを感じさせるような話は一切しないといったことを某組織などは徹底しています。かといって、電話で犯罪の打合せをしないかということ、決してそうではなく、銃器についても、彼らは携帯電話で「チャカ、なんぼ欲しいんや」とか、「オモチャ、要らんか」とか、平気でやっています。

もちろん、今の通信傍受法を使い勝手のいいもの、かつ、通信の秘密を侵さないものとするには、多大な努力が必要でしょう。また、国民に、こういう現状だから活用できないのだと説明して理解を得たうえでやらなければ、おそらく宝の持ち腐れになるのだらうと思います。

<田村> ありがとうございます。緒方さんには、フロアからのご質問がございます。暴力団壊滅のための新たな枠組みを検討すべきとのことですが、何が必要だとお考えでしょうかというものです。

<緒方> 暴力団存続の背景のひとつとして、暴力団側の一部も認めているように、一般市民の支えがあるのが現状です。ここを法律その他でなんとか禁じることはできないでしょうか。極論を言えば、一般市民が暴力団を利用したら逮捕されますよというようなことです。詳しく存じませんが、たとえば暴力団にトラブル解決を依頼し、成功した場合に報酬を支払うという行為は、今の暴対法でも禁止の行政命令の対象ではありますが、ほとん

ど適用された例はありません。また、警察は「暴力団を利用しない」ということをスローガンとしてあちこちで訴えてはいるけれども、現実には暴力団を利用する人たちの多さを考えると、生ぬるい行政命令やスローガンだけでは対処できないことは明らかですから、暴力団利用罪といったものを新たに設けることが必要ではないかと、個人的には考えています。もちろんハードルは高いとは思いますが。

次に、捜査のやり方ですが、司法取引は日本の風土にはなじみにくい側面はあるかと思いますが、ブルース・オーさんもおっしゃっていたように、暴力団の末端の組員をいくら逮捕しても、その組織に与える打撃はほとんどありません。やはりトップクラスを逮捕してこそ意味があるわけで、そのためには、暴力団の側に協力者をつくり、かつ、その者を徹底的に保護し、組織の本質・中枢をたたく。そのためには司法取引という手法は必要ではないだろうかと考えています。

<田村> ありがとうございます。今の緒方さんの発言をお聞きになって、オーさん、何かコメントがありましたらお願いします。

<オー> ネイドウさんも私も日本の状況を十分に知っているわけではありませんので、アメリカの状況を申し上げると、やはり今の議論と同じ問題に直面しています。捜査のツールでは通信傍受や司法取引は非常に効果的であるというのがわれわれの経験です。つまり、常に新しいグループは台頭してきているわけですが、既存の犯罪組織を追放するには非常に効果的であったと思います。特に、ネイドウさんの講演にもありましたが、トップについての証言をしてくれるような人を協力者に取り付けるとというのが、訴追のなかでカギになります。この手法は、組織の中に恐怖心が生まれるわけです。誰が次に裏切って捜査当局に協力するのか分からないという恐怖心をあおるというのも、われわれにとっては非常に効果的です。

<田村> 会場からネイドウさんに、「トロイの木馬」作戦で、組織の弱い部分の人をターゲットにし、その人に協力させるというお話がございましたが、どのようなところに着目して対象を選び、取引を進めておられるのでしょうかという質問がありました。

<ネイドウ> 捜査を行う際に、組織のすべての構成員をみるというのが重要です。構成員の分析をし、監視をして、情報を収集します。その結果、だれが一番弱いかが特定します。以前に犯罪を行っていて、われわれが簡単に捕まえられる人、簡単に訴追・告発できる人、そして協力を取りつけられる人のことです。今までに犯罪経歴があり、それによってより厳しい刑罰を科せられる可能性がある人もターゲットにします。もしくは、組織の一員で

あってもアウトサイダーになっていて簡単にターゲットにできる人、そして、われわれに協力してくれそうな人、そういったことをベースに決めていきます。そして、協力契約を取りつけるのですが、連邦・地方検事との協力も不可欠です。

<田村> ネイドウさんとオーさんのお二人へのご質問です。

ネイドウさんのご説明のなかで、ETI (Enterprise Theory of Investigation) というものがありました。犯罪組織の全体像を把握して摘発に入るということでしたが、国内で活動している組織の中枢部が外国にもあり、その国の捜査当局と十分な信頼関係が必ずしもあるわけではないというケースもあり得ると思います。どのような捜査方針をお考えになるのかというご質問です。

<オー> それが一番難しい部分で、「いい答えはない」と申し上げるしかありませんが、われわれは、海外の当局、法執行機関とできるだけいい関係を構築しようと努めています。在京米国大使館のストラウスさんもフタさんも、日本の警察庁の方々とともに非常に頑張ってくださいています。重要なのは、両国の捜査官が協力できるような態勢づくりです。緊密に協力することによって、一つの組織を追及できるようにしたいのです。最もよく知られている最近の成功例に関してはネイドウさんがご紹介しましたが、それ以外でも、アメリカとイタリアの当局が協力したケースがあります。シチリアのマフィアをターゲットにしたケースで、10年前の話ですが、このときには判事の協力を得ました。シチリアの警察官が FBI 捜査官や検察官と協力し、非常に大きなケースを追及することができました。イタリアのコーザ・ノストラ、ピザコネクションのケースと言っているのですが、前の FBI 長官、ルイス・フリーが直接的にこのケースに当たって指導しました。イタリアの判事や警察官がシチリアのマフィアに殺されてしまったという非常に残念な事件ではありましたが、イタリアの当局と非常に緊密な関係がつけられ、マフィアへの攻撃という意味では成功しました。

新しい脅威はいま世界中で発生していますから、できるだけ同じような関係づくりをさまざまな国の当局と構築するよう努力しています。

<田村> それでは、ほかのパネリストの方にもお願いしたいと思います。少し角度の違うご質問です。先ほど、企業の暴力団排除の問題が取り上げられました。ベンチャー的な企業が暴力団に取り込まれるようなケースはあり得るという背景がありますが、ベンチャー的な企業はどのように暴力団対策に取り組んでいるのでしょうか、あるいは経団連がベンチャー協議会のようなところと話合いをしているのでしょうか、というご質問です。

<齋藤> 経団連というところは重厚長大で、ベンチャーの皆さんには敷居の高い組織であり、会員構成も、最近になってようやくベンチャー系の企業や外資系企業が増えてきたところです。入会に当たっては、先ほど説明した「企業行動憲章」の趣旨・精神を守りますと約束していただいたうえで入会いただいています。

直接、反社会的勢力との関係ではありませんが、ベンチャーの雄といわれた某会社は、有価証券への虚偽記載等で問題になり、その企業に対しては、経団連活動を当分の間、自粛していただくという措置を積極的に講じました。そのようなことで、われわれの言っている企業倫理に反するような行動を起こさないようにという活動は経団連としてやっています。

それとは別に、経団連自体はベンチャー・キャピタル育成、ベンチャー企業育成のためのエンジェル税制等の環境整備に取り組もうと提言をしています。というのは、ここから先は私見ですが、ひとつは、ベンチャー・ビジネスに取り組む方は企業倫理的に脇が甘いというようなことも言えるのではないかと。関係者がおられたら申し訳ないのですが、それで、儲け話や一攫千金など、おいしい話に飛びついてしまい、気がついたら実は反社会的な勢力だったということは、可能性としてあるのではないかと。そうした企業ほど、反社会的勢力との関係については十分に慎重に行う必要があるのではないかと。ここには、健全なベンチャー・キャピタルやベンチャー市場が必ずしも育っていないという日本の制度的な問題でもあります。健全な市場を育てることにより、そういったところにかかわらないで済むようにする。そのような整備も別の面で必要かと思っています。

また、先ほど貴志さんからお話がありました証券業界との関係で、上場に当たって審査を非常に厳しくするという一方で、マザーズやヘラクレスも含めて取り組まれているということですが、かたや、あまりに敷居を厳しくすると、そういった人たちの資金調達先がなくなるという問題もあります。そうしたバランスが、反社会的勢力を考えるうえで難しいのではないかと考えています。

<田村> ありがとうございました。今、証券市場のお話ありがとうございました。ネイドウさんに質問します。日本の暴力団が証券市場にかかわっているという話がありましたが、アメリカでは組織犯罪グループが上場している企業にかかわるというような実態はあるのでしょうか。もし、あれば、どのような対策を講じているのでしょうか。

<ネイドウ> 証券市場関連は、アメリカは少し状況が違います。総会屋の話が先ほどありましたが、アメリカではあまりありません。マフィアが証券市場にどう関係しているか

と言いますと、小型株の取引に関して、小さな会社の株式を買って価格を人為的に引き上げ、すぐに売り逃げるといようなことをします。そして、恐喝や暴力を使って証券会社を黙らせ、証券会社はマフィアが認めたときにしかその売却ができないようにする。そのような事例が過去にアメリカではいくつかありましたが、ここ数年は特にありません。

ですから、こうした活動が下火になってきたのかどうか、それとも、私たちがマフィアの人たちを全部牢屋に閉じ込めることができたのか。今までやってきた人たちを全部捕まえられたのかどうか、それはまだ定かではありませんが、私は 10 年前に最初のケースに携わったことがあります。Mob Stock Case(暴力団もしくはマフィアの株式ケース)と呼んでいます。

<田村> 先ほど緒方さんから、暴力団利用罪のようなものをつくってはどうか、司法取引をもっとやれるようにしたらどうかというお話がございました。司法取引に関しては、「組織幹部の責任追及や銃の入手経路の捜査のための司法取引制度についてご意見を伺いたい」というご質問が会場からも来ています。緒方さんには、既にお答えいただいているので、中城さん、いかがでしょう。

<中城> 司法取引のことを研究したことはないのですが、長所はよく分かります。組織幹部の責任追及とか銃の入手経路などに非常に役立つということなのでしょうが、短所、あるいは日本でそうした法制度を導入するとどのような問題が生じるのかはよく分かっていません。昔、総理大臣の犯罪のときには、司法取引的なことがなされて、それは最高裁でお墨付きが出たのですが、現実問題として、制度としてそこまでやっていくかどうか、なかなか難しい分野だと思っています。

もう一つ、先ほど緒方さんのいう暴力団利用罪の創設といったことは、われわれ弁護士あるいは法曹関係者の怠慢というところも多少関与しているのかと、忸怩たる思いをしているところです。と言うのは、たとえばわれわれのところに貸金取立ての依頼が来るとします。訴訟手続を取っていくと、最短でも3カ月ぐらいはどうしてもかかってしまうところがあります。そこで、「早い、安い」ではなくて本当は「早い、高い」で、取立金の半分ぐらい持っていきらしいですが、取立屋という人がアウトローの世界で対応することがあります。あるいは賃料滞納が続いているような店子を追い出す作業なども、私どもは訴訟手続を進めていくわけです。つまり、自力救済が禁止されているという法制度の下で進めていくわけです。これに対し、反社会的勢力の人たちは、実力行使で短期間のうちに追い出してしまうというようなことがあります。

したがって、暴力団を利用しないという問題は、訴訟の促進等も考えながらやっていくべき事柄でもあります。

また、暴力団利用罪は創設するまでもなく、現行法を利用した場合、教唆あるいは共犯という領域でカバーできることもあると、私は考えています。

<田村> これまでの議論をお聞きになって、櫻井先生、何かコメントがありますか。

<櫻井> 暴力団利用罪の議論ですが、これは先ほど私が申し上げたように、何かあると罰則をつくれという発想でして、暴力団を利用してしまいう弱い個人を罰則で脅かしても、どこまで効果があるのかということが、むしろ問題ではないかと思えます。行政命令が生ぬるいとおっしゃったのですが、実態は、必ずしもそうとは言えないように思いますし、罰則は現実にはそう簡単に動きません。行政命令といいますが、行政の措置も命令だけではなくて、行政指導的なものや即時強制的なもの、行政調査的なものなど、もう少し軽くて効果的な運用ができるものがあります。そのような権限を付与すべき組織は必ずしも警察とは限りませんが、そうした制度をつくって行政に与えれば、もう少し機能するのではないかと思います。

特に暴力団を使ってしまう人については、大企業であれば、コンプライアンス体制を構築してしっかり対応することが自律的にできるのですが、小規模な店主等については、罰則で脅かしてもなかなか期待通りの効果が出るとは限りません。むしろ、個人として闘うのではなくて組織化をすとか、その実態にあったスキームを考えることが必要だと思います。現実に動く仕組み、効果的な対策を立てていくということが必要であると思えます。

<田村> ちょっと角度を変えた質問をさせていただきます。朝日新聞の緒方さんに2つ質問があります。

ひとつは、暴力団からお中元も受け取らないようでは情報収集もおぼつかないという考え方もあると思うのですが、しかし世の中一般からすると、暴力団から警察が中元・歳暮をもらっているのかと。それも説明できない現実があるのではないのでしょうか。新聞社も様々な情報収集されておられると思うのですが、どのような説明をしていくことによって世の中に受け入れられる情報収集になるとお考えなのでしょう。アドバイスがあればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

<緒方> 大変難しいご質問ではありますが、たとえば暴力団の側から中元・歳暮などをもらっても、私はいいと思うのです。ただ、それを個人の問題としてそこでとどめ

置かないで、上司に必ず報告するのです。かつ、一方的にもらって積み重なると、下手をすれば収賄で検挙されてしまうかもしれませんが、相手方にそれ相応の価格のものを返すとか、社会通念上のやり取りをしてもいいのではないかと思います。

そのようなことに拘泥しているが故に、敵の側の情報が取れなくなったという気が私はしてなりません。それを世間に、暴力団から情報を取るために何をやっているかと説明する必要は、それほど感じません。とにかく、いつ誰から、どのようなものをもらったのか、組織として把握、管理していればいいと思います。

<田村> もうひとつの質問です。警察は不祥事を恐れて及び腰になっている。その背景には、マスメディアの取り上げ方もあるのではないか。警察に勇気を与えるような主張をメディアはもっとするべきではないか、ということです。

緒方さん個人の意見もあるでしょうし、社の方針もあるでしょうから、お答えにくい部分は多々あるとは存じますが、お願いします。

<緒方> 弊社では、1992年だったか、暴対法が施行される直前に全国の暴力団担当記者が集まって、この法律の問題点あるいは暴力団の現状について十数回の連載をしたことがあります。当時私は福岡におり、工藤会や道仁会も取材対象にされていて、記事を書いた記憶があります。その後も、弊社に限っていうと、いわゆる治安問題を取り上げる連載のなかで、現状、警察の対策を述べ、問題提起をし、現在も大きな暴力団関連の事件があったりしたときには、わりと中立公正なる視点で、かつ、私の主張なども入れながら書いています。

マスコミ全体でいいますと、読売新聞も暴力団についての非常に熱のこもった素晴らしい企画記事を断続的にやっています。そのほかNHKなどの放送の分野でも、どこに偏ったというスタンスではなく、建設的な番組や記事が出ていると思います。

<田村> 櫻井先生に質問があります。暴力団対策は、市民との関係では、お店がみかじめ料を取られたり、若者がリクルートされたりということを防ぐ方策が重要だと思うが、可能な立法方策としてどんなことを思いつかれるでしょうか、という質問です。

前半の質問については、先ほど処罰との関連でお答えになられたかもしれませんが、お願いします。できれば中城さんにも同じ質問のお答えいただければと思います。

<櫻井> みかじめ料については、取ったほうに課徴金をかけるというのも一つあるでしょうが、基本的には、市民の側をどうやって組織化していくか、商店街対策的なものを進めることが大事だと思います。若者がリクルートされてしまうという問題は、労働政策的

な話と関連していますから、警察が他の行政と連携したり、協力をするということが求められるべきでしょう。

<中城> 櫻井先生と同じなのですが、一店だけでは断りにくいという側面がみかじめ料などにはあるわけで、商店街全体、業種全体で取り組むことが必要です。また、暴追センターでも、責任者講習会などを開催したり、「暴力団排除宣言」のステッカーなど配布したりしています。それをお店の入り口に貼れば、そのお札の効果で来なくなることもあるでしょうから、そのような対策をこまめにやっていくことが必要だと思います。

ただ、なぜみかじめ料を払ってはいけないのかという点から説明をしていく必要もあります。彼らについて、けんかなどトラブルがあったとき、すぐに飛んできてくれるありがたい人だよ、というようなイメージを抱かれてしまうと困るわけです。そうではなく、反社会的勢力にお金を渡すと、それが軍資金になるのだといったことをしっかりと説明し、そこから派生的にいろいろな問題が生ずることを明らかにしていく必要があると思います。

少年の問題は非常に厄介なところがあります。反社会的勢力に近寄るなどということも言ってみても、なかなかうまくいきません。ただ、その前段階の暴走族対策などを真剣に取り組んでいる例が、たとえば広島県のようにございます。そのように、少年についても地域を挙げてフォローしていくという姿勢がなければならないと思います。

市民には暴力団があまり関係ない存在だという認識ではなく、たとえば目の前に暴力団の組事務所ができたらどうなるのか、同じマンションに暴力団の組長が入居していたらどうなるのか、といったことを考えてほしいと思います。特に最近、対立抗争事件で、もと暴力団が居住していたところに間違っただけで弾が飛んでくるなどという物騒な世の中になっています。暴力団がいることによって生活が不安になることを、社会全体、地域全体で、常に問題にしていかなければならないと思います。

不動産全体、特にマンションではこういう判例が出ています。すなわち、マンションを買ったが、暴力団の組事務所が目の前にあるのを仲介業者が説明しなかった。組事務所の存在で物件の経済的な価値は下落するというので、売買代金の2割を損害賠償請求し、認められた、というものです。

<田村> ありがとうございます。いまの話に少し関連するのですが、アメリカでも組織犯罪に新しいメンバーが入っていくのを防ぐことについての問題関心なり対応策というのが、何かあるのでしょうか。

<オー> 詳しくは存じませんが、犯罪率の高い地区の学校や非政府組織などで若い人た

ちに、ギャングに近寄らないようにと説得しているグループがあります。私がニューヨークにいたとき、ブロンクスの地域団体と一緒に仕事をしたことがあります。そこではチェスクラブをつくり、若い人たちと話をする機会をつくりました。ギャングの仲間に入りそうな人たちをそこで呼び止めて説得するのです。そのように、もっといい暮らしがあると説明するような活動を地域レベルでやっている例はあります。

もう一点、われわれとしては、厳しい罰則があるという事実を発信しています。2年前にニューヨークで韓国のギャングを住宅侵入で逮捕しました。21歳、22歳という若者だったのですが、禁固刑80年の刑となりました。これをたとえば、中国系や韓国系の新聞に伝えてメッセージを出しているのです。あなたたちがいま何歳であろうと、禁固刑はこんなに長いのだと説明するのです。このような量刑、その報道は非常に効果があると思います。

<田村> ネイドウさんにフロアからの質問があります。アメリカにおける犯罪組織の活動で、民間企業がターゲットになるケースにはどのようなものがあり、企業側としては、日ごろどのようなことに注意を払っておくべきだとお考えでしょうかという質問です。

<ネイドウ> 幸いなことに、最近は民間企業をターゲットにする大きなケースはそれほどありません。ただ、1980年代、90年代には、企業等がターゲットになったことがありました。現在では、法執行機関、一般市民、マスコミが協力し、よりオープンな関係を結んで監視していますので、企業が恐喝されたりしても、それほど恐怖心を持たなくていいわけです。もし、自分たちがターゲットになっていると分かった企業は、法執行機関に通報します。そうすれば、すぐに法執行機関が動き、調査してくれることが分かっているからです。ただ、大企業に関してはたしかにそうなのですが、小さい企業はまだ標的になっています。ですから、われわれはぜひ通報してほしいと呼びかけています。

ところで、サイバー空間での犯罪が増えていると申し上げましたが、企業攻撃についても同じような問題が発生しています。サイバー犯罪者が、大手企業のウェブサイトを攻撃し、情報を盗み、「この情報を公にしますよ。あなたのセキュリティはこれだけいい加減だと一般に知らしめますよ。」と恐喝をするのです。しかしわれわれは、企業が法執行機関と情報を共有しながら、企業の情報が公表されないことを担保する仕組みをつくっています。そうすることによって、セキュリティが侵害された場合でも企業は自分を守ることができます。その意味では、われわれのほうからも手を伸ばして、企業に協力を呼びかけているのです。

<田村> ありがとうございます。ほかにもいくつも質問があります。暴力団の構成員が減らないのは人的供給があるのではないか。緒方さんからは、離脱対策が必要だとのコメントがありましたが、新しく入ってくる人を絶つということに何かご意見があればお願いします。

<緒方> おそらく日本の国民性の問題も背景にあらうかと思います。暴力団というよりも、「ヤクザ」あるいは「任侠」という言葉に相手方を置き換え、映画その他で語られる美しい部分がクローズアップされて、男らしさだとか、潔さだとか、そうしたものにどこか憧れをもつような風土がある。加えて、日本の暴力団は戦後間もなくまで、実際に警察とも一緒になり、いろいろ混乱する場面において活動していましたし、皆さんご承知のように、山口組三代目組長は神戸市内で一日警察署長もやりました。芸能界とも非常に深い関係にあるので、暴力団が敵だということまで、すべての人がしっかり理解するような風土に欠けているところがあります。私が勤務していた九州では、ほとんど暴力団と一般社会との垣根が感じられない地域があります。小学校、中学校と一緒に遊んだり勉強したりしていた人間に、組に来ないかと誘われて自分も入ったとか、かたや組員、こなた堅気であるが、長じても同級生として普通に交際しているとかです。遊びにとどまっている限りは問題はないのですが。

したがって、加入を防ぐ対策を講じても難しい面があるでしょう。入ったらこき使われるだけで、楽しい夢も見られないということを周知徹底させ、よって、離脱する方向に力を入れるほうがよろしいのではないかと考えています。

<田村> ありがとうございます。地域によっては、暴力団と一般との垣根があまりないというお話がありました。そうであれば、企業活動における暴力団排除だとか、様々な排除の論議が成り立つのだろうかということにもなり得る指摘ではないかと思えます。貴志さん、斎藤さんには、暴力団と社会との連続性があるという現実をベースにしたとき、暴力団排除の議論はどう展開し得るものなのか、コメントいただければと思います。

<貴志> 垣根が低い地域もたしかにありますし、昨今、その垣根をさらに見えにくくしているという面もあると思いますが、暴力団関係企業といっても、様々な形態があります。暴力団が自ら実質経営している企業もありますし、組抜けさせた構成員にやらせている例もあります。また、経営者自体は暴力団と組織的關係はないけれども暴力団の暴力・威力を利用している場合、資金欲しさに暴力団とつながっているような場合、様々な形態があります。

そうした状況を受け、たとえば公共事業では、自治体レベルから始まり、国のレベルにも及んでいますが、単に暴力団の経営する企業だけではなく、暴力団を利用している企業、暴力団に資金を提供し、その活動を維持しているような企業、あるいは暴力団と極めて親密な交際をしているような企業も含めて、公共事業の指名から排除するという動きが広がりつつあります。もちろん、実態をしっかり把握することは必ずしも容易ではなく、警察もすべての実態を把握しているとは到底言えないと思いますが、ただ、様々な情報収集や事件捜査を通じて実態を明らかにし、それを指名排除につなげるといったことが、実際に数多く行われつつあります。

<齋藤> 今の警察庁のガイドライン等では、暴力団と関係を持つ会社と契約を結んではいけないとなっていますが、特に小売やサプライチェーンがたくさんあるような会社が、関係先が暴力団と関係があるかどうかを見極めるのは、言うに易し、行うに難しという面があると聞いています。どこまで企業として責任を持てるかということ、なかなか持てないというのが実態かと思います。なりすました会社や、エセ何とかというところまで含めた情報をいかに適切に開示するかは非常に難しいのでしょうか。全部開示すると、そのまた裏をかいてすぐに違う会社をつくったりもするでしょうから、限られた担当者には的確な情報が常に提供されるようなシステムを構築しない限り、見極めるのはなかなか難しいと思います。

ですから、むしろ特防連（社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会）ですとか、企業間、地域の中で連絡を密にし、地元の警察や日弁連なども含め、社会全体が連携して対応しないといけないと思います。刺青を誇示したりして表立って本性を現してくるのではないところに、いま現実の企業が抱えている問題があることをご理解いただければと思います。

<田村> 中城さん、何かご意見がおありでしょうか。

<中城> 先ほど垣根が低い、という話がありましたが、むしろそうした地域では情報は密にあるわけです。東京などは逆に垣根が高くて、そのため誰が誰だか分からなくなっているのだと思います。したがって、先ほども申し上げたように、反社会的勢力の情報収集を丹念にして、こちらサイドで連絡を取り合って進めていかざるを得ないのではないかと考えています。

<田村> 情報交換の話はこうした場では必ず出るのですが、櫻井先生からは、危機管理的なイメージが今の日本の情報法制にないというお話がございました。今後、暴力団対策

も含めて、官民の情報共有をイメージしたとき、行政法的にどのような論議が必要なのでしょう。

<櫻井> 現行の情報公開法や個人情報保護法について、警察当局の方から弊害を感じているという話はあまり聞いたことはないのですが、上手にやっておられるのかと思っはいますが、制度的にそうしたものがなかったというのは事実です。

現在、マネー・ローンダリングについては、疑わしい取引について情報収集ができるようになっていますが、よくこういう仕組みができたものだと思います。「疑わしい取引」という言葉が法律の構成要件に入っているのは、組織犯罪的なものだからであるとか、条約など国際的な動きが背景にあったからとか、そうしたことと関係しているのかと思いますが、ブラックリストではなくグレーリストをつくるというのは、大変大きな一歩だったと言えるでしょう。もちろん、批判もあり得るとは思いますが、麻薬特例法では、「疑いのある外国人」という言葉も出てきて、そのような人物についてはコントロールド・デリバリーを認めるという仕組みになっています。これも、外国人だから認められたといったことがおそらくあるのだらうと思います。

情報収集に関し、現在の通信傍受法は使い勝手が非常に悪く、こんな法律だったら本当に作ってよかったのかどうかとさえ思うぐらいで、もう少し使い勝手のよいものにする必要があることは否定できません。さらに、先般施行された改正入管法では、外国人に入国時に指紋の採取と顔写真撮影を行うことになっています。これも外国人だというだけで、怪しいわけでもなく、法制度はすでに一段進んだと理解することも可能です。問題は、これがどこまで拡大できるのかということだと思います。

刑事司法の局面とは別に、行政の任務としては、まず怪しい人に対してチェックをかける。しかし、怪しいかどうか分からない段階で、怪しいかどうかを見極めるための最初の接触をするというのは、たぶん現代行政にとって必要な任務であり、今までそうしたことが許されなかったために、テロリストがうろちょろしているような状況が生じているように見えます。そうしたところは、今後、法制的に不備を整備していくことが求められています。

ただ、こうなると一般行政の問題に踏み込むことになりませんが、全く怪しくない人もそうしたチェックを受けることになりしますので、そうすると、憲法論はもちろん出てきますし、そうしたものが受け入れられるかどうかは、大きな社会的制約としてあるのだらうと思います。警察がそのような措置をとることが許容されるかどうかは「愛される警察」に

なっているかどうかのポイントであると言えそうです。警察に対する国民の信頼をどうやったら勝ち得るのかということ、独自の政策問題として意識することが不可欠なのではないかと思います。

<田村> ありがとうございます。ここで、フロアから質問を募りたいと思います。

<質問者> 貴志さんに聞きたいのですが、現在、警察庁では、上場企業で暴力団のファン企業あるいは暴力団と深いかわりを持っている企業は、何社ぐらいと見ているのですか。

<貴志> 何社というのは、警察庁として申し上げる数字は持っていませんし、先ほど申し上げたとおり、関係の程度も濃淡がいろいろあるかと思っています。上場企業であっても、中には資金確保や業務を円滑にするために何らかの関係を持っているといったところが、相当数あってもおかしくないと思っています。そうした面で、企業からの暴力団排除についても、われわれとしてはそれほど楽観していませんし、かといって悲観もしていませんが、これからまだまだ取り組んでいく必要があるものだと思います。

対策を進めるうえで重要な点は、メディアも含めた社会の視線が大きな原動力になり得るということです。昨今、組織犯罪に限らず、企業のコンプライアンスに対して極めて厳しい指摘がなされ、それが企業の存亡に関わる事態になっています。反社会的勢力と不正常な関係を持つことでそのような批判を受けるということが、これを機に改めるという大きなインセンティブになっていくと思います。

<質問者> これからの組織犯罪対策はやはり金の問題だろうと思います。マネー・ローンダリングについてのお話がありましたのでオーさんにお尋ねしたいのですが、最近、わが国で組織犯罪にかかわっている人間がその金を外国に隠すというケースが検挙され報道されています。アメリカで稼いだ金が日本に入ってきてマネー・ローンダリングというのは、私はあまり知らないのですが、ただ、日本の関係当局でもそのような可能性は高まっているとの認識はあると思います。実際どの程度、日本を経由し、あるいは日本が最終目的地でマネー・ローンダリングされているというご認識でしょうか。

<オー> マネー・ローンダリングのケースは、世界中を巡っているお金を追及しているわけですが、アメリカに入ってくるお金も、出て行くお金もあり、もちろん両方とも追及しています。犯罪者は両方向を使って資金洗浄をしようとしているのですから、われわれとしてはどんなケースであっても追及していきます。たとえばアメリカから日本に流れるお金であれば、日本の警察の仲間と協力してやっていきたいと思っています。フタさんからフォ

ーラム冒頭のあいさつで事例の紹介がありましたが、ほかの事例についてもわれわれは追及していくつもりです。

資金洗浄には、しばしば2国ではなくて3カ国、4カ国、5カ国が関与している場合があります。ですから、それぞれの国はこのチェーンのひとつのリングでしかないわけで、すべてのリングをつなぎ合わせてはじめて訴追できるわけです。

<田村> ありがとうございます。時間も残り少なくなってまいりました。「これからの組織犯罪対策」ということで、法制度のあり方も含めて、一言ずつコメントをいただければと思います。

<オー> 先ほど話した内容をもう一度強調したいと思います。国際協力の重要性です。相当な努力をしてきて大きな進歩はあるものの、これからやらなければならないことはたくさんあります。これまでには5%、10%ぐらいしかできておらず、これからやらなければならない部分がたくさんあります。

<ネイドウ> FBIから言わせていただくと、FBIの捜査官が世界各国に配置されていることは非常に幸いだと思います。各国のパートナーとうまく提携していると思います。今後も、テロのケースだけでなく、組織犯罪についてもこの協力関係を継続させていただきたいと思います。

<貴志> 暴力団等犯罪組織にとっていちばん安定的な資金の獲得場所というのは、持ちつ持たれつという空間です。そうしたところにいかにメスを入れていくかがポイントで、取締りもあるでしょうし、各関係機関と連携した暴排もありましょう。あるいはもっと広く、一般の市民の皆さんの協力も得ての各種の運動の高まり、皆が連携して切り崩していくということなしには、組織の力を弱めることはできないと思っています。こうした対策を有機的に展開できるようにしていきたいと思っています。

<齋藤> 企業不祥事であるとか、暴力団あるいは反社会的勢力との関係を表に出しにくい風潮を払拭することが、最終的には重要かと思っています。別に緒方さんがいらっしゃるから攻撃するつもりではありませんが、リコール等があつて企業が一生懸命公表したにもかかわらず、「悪いことをしていた。何十年前に原子力発電所でこういうことがあつてけしからん、隠していた。」といったマスコミ報道をすればするほど、表に出て来にくくなるのも現実です。むしろ、勇気をもって公表したとか、勇気を持ってコンプライアンス強化に努めたという経営者等に対して、褒めて欲しいとは申しませんが、「けしからん」だけではないように、社会全体が対応すべきではと、常日ごろ考えています。

実際、今年に入って、ある会社が反社会的勢力との数十年間の付き合いを見つけてすぐに断絶したという事件がありました。われわれとしては、反社会的勢力と関係を持っていたという事実について厳しく受け止め、一定期間、経団連の活動自粛をお願いしたということもございました。ただ、経営者が代わって過去の全く知らなかったところを見つけ、それを断ち切ったことに対しては、「けしからん」だけではない見方が必要でしょう。先ほどの、暴力団からの離脱を社会全体でどうやって助けるかと同じような話かという気がしています。社会全体が、企業の置かれた立場であるとか、そのなかで経営者が英断を持ってやったことについては、ガバナンスを厳しくするのは当たり前ですけども、評価することもある意味で必要ではないかと常日ごろ感じていますので、余計なことですが、申し上げて感想とさせていただきたいと思います。

<中城> 今年、政府は、企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針を打ち出しました。官民挙げて暴力団その他、反社会的勢力を排除しようという機運が高まっているところですので、日弁連あるいは各地の単位弁護士会も含めて、これに全力で取り組んでいく所存です。皆様と協力しながら日本をもっともっと住みよい世の中にするということで、今後ともやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

<田村> 緒方さん、最後まで歯切れよくお願いします。

<緒方> 企業の話が出たので思い出しました。バブル景気が崩壊した直後の1990年代前半に企業テロが相次ぎました。富士写真フイルムの専務が刺殺された事件では、私は警視庁の担当記者として取材していました。山口組の末端の組員数人が捕まっただけで、関与したとされる総会屋のところまで司直の手は届きませんでした。私はその総会屋に会いに行きましたが、「お前、何をしに来たんや。オレが殺したと思っとるのか」と言われ、「はい」と答えてしばらく揉めたことがありました。

しかし、あの事件では犯人が何人か捕まっただけでもまだましで、和歌山の阪和銀行副頭取の射殺事件、ほぼ同時期にあった住友銀行名古屋支店支店長の射殺事件、これらは全く解決していません。おそらく暴力団が関与したと思われるのですが、彼らは様々な場で、あの事件のことを知っているかと未だにに言います。つまり、そうした恐ろしさを根強く定着させるのが彼らのやり口です。

こうした事件は必ず解決しなければいけない。そのためには情報収集力をもっと上げて捜査力を上げ、今の枠組みで足りないならば、新しい制度や法律を検討し、国民が納得するように了承を取りつけるという努力が、警察に求められると思います。

<櫻井> 3点申し上げたいと思います。1点は、法の世界では思考がいろいろ歪んでいるところがあるので、既存のドグマを疑って、社会のニーズに応える立法政策を素直に考えていただきたいと思います。2点目は、暴力団対策は、今後は総合的行政施策でなければならず、お題目ではなく国家を挙げて行うべき施策であろうということです。3点目は、警察に対して特にお願いなのですが、そうは言っても暴力団はとても強く、その強い相手に対抗できるのは警察ぐらいしかいないということです。ですから、その核となる部分として、強い相手に対して強い警察であってほしい。これはまさに警察に期待しています。

<田村> どうもありがとうございました。各基調講演者の方、パネリストの方から、大変貴重なお話をいただき、当初考えていました議論が様々に展開できたのではないかと考えています。

いささか個人的な感想かもしれませんが、緒方さんの話で、警察がやらねばならないことが大変大きいことを改めて認識させていただきました。櫻井先生からのご指摘にもありましたが、警察に対する信頼という言葉、それぞれの機関が全部そうなのでしょうが、それぞれが信頼を得ることがとても大事なのだらうと思いました。そして、オーさん、ネイドウさんのお話にもありましたように、国際協力が大変大事であることは間違いありませんし、当然のことではあります。国内の機関相互の協力も大変大事だと改めて認識させていただいたと思っています。本当に皆様、ありがとうございました。